

**大阪府・大阪市特別区設置協議会
第22回協議会 議事録**

日 時：平成27年2月12日(木) 17:00～17:30

場 所：大阪市会 特別委員会室

出席者：今井豊会長、坂井良和副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、
(名簿順)浅田均委員、大橋一功委員、清水義人委員、八重樫善幸委員、花谷充愉委員、
中村哲之助委員、宮原威委員、床田正勝委員、美延映夫委員、河崎大樹委員、
明石直樹委員、辻義隆委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(今井会長)

それでは、ただいまから第22回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上の委員に御出席をいただいておりますことから、定足数を満たしております。会議が成立していることをまず御報告を申し上げます。

本日は、特別区設置協定書に関しまして、2月6日付で総務大臣から回答及び意見をいただきましたので、協議会として、その内容を確認するとともに、知事、市長に手交したいと思っております。

まず、大都市法に基づく総務大臣の回答と意見についてですが、私のほうから、お手元に配付の総務大臣の文書を読み上げさせていただきます。

先に、協定書(案)の事務の分担、税源の配分及び財政の調整に関する知事・市長協議に対するもの、資料1の1枚目を読み上げたいと思っております。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第2項に基づく協議について
大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第2項に基づき、平成27年1月14日付け府大都第1133号及び大大阪第164号において協議のありました特別区設置協定書(案)のうち、同条第1項第5号及び第6号に掲げる事項については特段の意見はありません。

次に、資料1の2枚目、協定書(案)全体の内容に関する意見を読み上げます。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第4項に基づき、平成27年1月14日付け大大阪制第6号において報告のありました特別区設置協定書(案)については、同条第5項の規定に基づき、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。

最後に、総務大臣コメントを私のほうからお伝えさせていただきます。

特別区の設置することについては、行政サービスを提供する主体である地方公共団体の法人格に関するものであり、みずからの地域のあり方を決める極めて重要な問題、この協定書(案)に基づき、特別区を設置することの成否については、法令の手續に従って地域の判断に委ねられているもの、したがって、それぞれの議会において真摯な議論が行われるよう期待。

以上が総務大臣コメントです。

次に、大都市法第5条第6項及び同法施行令第1条に基づき、要旨とあわせて特別

区設置協定書を知事、市長に送付したいと思います。

それでは協議会を代表して、私のほうから知事、市長に協定書及び要旨を手交させていただきます。

それでは、知事、市長、前に出ていただきたいと思います。

(協定書手交)

(今井会長)

それでは、知事、市長から、この件に関しまして御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いをいたします。

松井知事。

(松井委員)

ただいま会長より総務大臣から返ってまいりました協定書の送付を受け取らせていただきました。今回、この協定書をもう近々始まります次期府議会において提案をさせていただきます、闊達な議論の中で取りまとめしていきたいと、こう思っております。

(今井会長)

それでは、橋下市長、よろしく申し上げます。

(橋下委員)

今、総務大臣のほうから、今回の大阪都構想のこの設計図、特別区設置協定書については、法律上、行政上、制度上問題はなしという御意見をいただきましたので、住民投票に向けて、しっかりと市議会で議論して、議会の議決を得られるように取り組んでいきたいと思っております。

(今井会長)

以上で、協定書の知事、市長への送付が完了いたしました。

それでは次に、その他項目に移りたいと思います。

何か御意見があれば、御発言いただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

橋下市長。

(橋下委員)

本日、協定書の送付を受けました。これから議会で議論をいただき、承認されれば住民投票と。協定書の執行者である知事、また市長、我々はこれから準備を進めなければなりません。こうしたことから、本日はお時間をいただきまして、この協定書、責任を持って実施していかねばいけない、我々としてどのように進めていくのかを説明させてもらいたいと思います。協議会で協議いただくという性質のものでないことは承知していますが、協定書を作成いただいた協議会の委員の皆さんへ、知事、市長として説明することが必要と考え、説明をする場をいただければありがたいと思っております。この協定書を受けて、どのようにこれを進めていくのか、その概要に

ついて説明をさせていただきたいと思っております。

(今井会長)

ただいま橋下委員から、準備期間中の工程表に関しまして、発言の機会と資料配付の申し出がございました。私としては、協定書を作成した協議会委員としても、その内容をしっかりと把握しておく必要があると考えます。特段の反対がなければ説明を聴取することとしたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

床田委員。

(床田委員)

ただいま会長からの御意見だったんですけども、今、橋下委員からもお話があったように、本協議会の場で話されるべき性質のものではないと私は考えておりますので、その件についての資料配付並びに御説明については不要かと存じますので、よろしくお願ひします。

(今井会長)

そのほか何か御意見ございますか。

(「同様です」の声あり)

(今井会長)

皆、同様ですか。

浅田委員。

(浅田委員)

終わってから、住民投票からどういうふうになっていくかということは、この協議会の協議項目でないというのは確かです。ただ、議会の中で、これから議論になるだろうと思っておりますけども、我々委員として、協議会の中でもそういう議論がありました。27年今年の住民投票、その後、もしこれが住民投票が賛成多数となった場合、その後どういうふうになっていくのか、少なくともその工程表だけは示せというような議論もありました。確かにこれは協議会の議論対象ではないと思っておりますけれども、もう我々はその後どうなっていくのか、やっぱり説明を聞かせていただくべきだと思っております。

(今井会長)

床田委員。

(床田委員)

今、橋下委員だけでなく、浅田委員のほうからも本協議会の性質には合わないという認識があった上で、聞いておくべきだという認識を賜ったんですけども、この我々の協議会といいますのは、このスケジュール感については特別区の設置の日、これを特別区設置の法律の中で決めなさいとは書いてあります。それは今回の協定書の中で、

29年の4月というふうにはっきり明記されておられますので、まず、スケジュール感についての我々が協議して果たすべき役割は遂行できたと考えております。では、もう一方で、今日ここにいる協議会のメンバーの先生方におかれまして、それを聞いておく必要があるという考えなんですけども、それは、この場でではなく、今、今井会長のほうから総務大臣の回答を手交されました両首長のほうから、議会で、もしくはその事務をつかさどっておられます大都市局のほうから、まずは各議員にご説明を願って、適切なところでご意見交換をしていただくべきだと私は考えますので、この場におけます、申し訳ございませんが、重ねて申し上げますが、資料配付並びに説明については、この場では不要かと存じますのでよろしく申し上げます。

(橋下委員)

聞きたくないということであれば、もうそれは仕方ないと思うんですけれどもね、ただ、この協定書は協議会で可決をしてですね、いろんな意見はあるかもわからないけれども、このメンバー全員協議会の委員全員が責任負ってる事柄なんです。ですから、賛成、反対とか、それは別としてやはりここの協議会の委員がですね、それぞれ各会派を代表して委員に選ばれているわけですから、委員みずからが会派にきちっとその情報を提供する責任もあると思います。

協議をする事項でないことは、承知していますけれども、この工程表についてですね、この協議会で協議する事項でないことは、それは承知していますが、委員がここに出てる情報を聞かないというのは、余りにもちょっと情けないなというふうに思いますけどもね、それ聞きたくないということであれば全然構いません。もうこの協定書をつくって、後はもう責任負わないというような態度であれば、それはそれで構いませんけれども、これは協議会という一つの委員会といいますか、この会議体で決めたことなのでね、普通は委員がある情報については、まず聞いておくというのが普通だし、僕は知事、市長をやってきてですね、何かあればすぐ聞かせてくれと、聞いてないというのが議員さんの口癖にもかかわらずね、それはもう今回は聞きませんよというのは、非常におかしな話だなというふうに思いますけども、後はもう委員それぞれの判断でいいんじゃないでしょうかね。

(床田委員)

今、橋下委員のほうからお話をいただきましたけども、決して情けないことを言っているのではなくて、この法定協議会でですね、果たすべき役割という話をさせていただいております。あと、我々は聞きたくないと申しているのではなく、しかるべき場所で聞かせてくださいと申しております。

そして、また責任をとらないと言うているのではなく、今日いらっしゃいます府議会並びに市会のそれぞれの場で議論をさせていただき、その役割を果たさせていただきたいと考えております。

そして、今、橋下委員のほうから、賛成、反対のお話があったんですけども、今、両首長が目指しておられますこの協定書、両議会の通過をいたしますと、その大阪市の将来をどうするかは市民に委ねられます。ですから、我々は市民の皆様方がその責任を果たしていただけるように、その環境整備をさせていただくこともその責務だと考えておりますので、決して聞きたくない、もしくは責任を放棄している、そういっ

たことには全く当たらないと考えておりますし、重ねて重ねて恐縮でございますが、この法定協議会の場において、先ほど申されました資料の配付並びにスケジュール感の説明は不要かと重ねて申し上げますので、お取り計らいよろしくお願いいたします。

(浅田委員)

床田委員にお伺いしますけど、この場でこれからどうなっていくかということをお聞きしてね、どういうふうにして環境整備するんですか。

(床田委員)

ありがとうございます。

まず、今は大阪市の将来の全体の話をしているのではなくて、まず、橋下委員のほうからお話があった今後のスケジュール感のことがあったんで、工程の話のみに絞って話をさせていただきます。

まず、工程につきましては我々が果たすべき役割の第1の1、特別区の設置の日、これにつきましてはいろいろな意見があったものの平成29年の4月ということで、既に決まっております。総務大臣から特段の意見がないという回答が出ておりますので、このスケジュール感については、我々の果たす役割、もしくはこの特別区の設置の法律についての日程感は全て完了したものと考えております。

そして、今、今井会長から総務大臣の意見を手交された、両首長の皆様方から我々所属する議会のほうに今後議会に案件として上げていただけるものと推察をしておりますので、その場で、またその適切な委員会において各会派の議員先生方からのいろいろな議論があろうかと思っております。それを受けて議会のほうで各会派のほうで、この賛否を決めていただき、その上で住民投票に向けての環境整備を行っていく手順になるかと私は考えております。

重ねて申し上げますけども、この場での資料配付並びにスケジュール感の説明については不要と考えておりますので申し訳ございません。くどくなりますけども、お取り計らいよろしくお願いいたします。

(橋下委員)

議員の皆さんは公選職、僕もそうですけども、公選職なので住民の代表なわけですよ、この民主主義の社会においてはですね、僕は本当はこれ住民の皆さんに真っ先に説明しなければいけませんけども、260万人の市民の皆さんに説明するわけにいかないものですから、だからこそ議員の皆さんに住民にかわってですね、聞いてもらうということだ思うんです。これまで議会ですら、庁舎はどうなるかとか、それから町名はどうなるかとか、いろいろね、まず、聞いてくださいよ、町名はどうなるかとかいろいろ言っていたわけじゃないですか、真っ先に聞けるんだったら聞いて住民に説明すればいいじゃないですか。

議会でもやるけれども、もちろん真っ先にこの大切な情報をね、聞いて伝えるというのが議会の議員の責任なわけですから、本当に議員のね、責任放棄というか、職務放棄ですよ、これは。

(松井委員)

もう、法定協議会の場所で説明することじゃないという御意見でしたら、これはもう一旦法定協議会をね、閉じていただいて、これを聞くべきだという判断をする、そういう議員がしっかりこれは聞いていただきたいと、これ要は、理事者としてですね、知事、市長として29年を目指して住民投票後、了解をいただいた上でですね、その間、こういう準備をしていきますよと、こういう話ですんで、僕は非常に準備期間中の、準備期間中どういう作業をするんだという話もこれまでこの協議会の場所でも、議会の場所でもそういう多々質問もございましたんでね、府議会、市議会の議員の皆さんに、これは役所として説明する責任もあると思いますんで、だから、そこはもういいと、自分たちはそれを聞く立場にないというんであればね、ここは一旦閉じていただいて、それは自由にしていただいたらいいんじゃないですか。

でも、僕ら、これ作り上げましたんで、準備期間中の工程表は、作り上げましたんで心のある議会議員の皆さんには説明をしたいこう思います。

(床田委員)

松井知事、御理解どうもありがとうございます。

そしたら、今、橋下市長のほうから御指摘をいただいたんで、及ばずながら少し御意見をさせていただきます。

今、公選職もしくは民主主義に対する御発言がありましたけども、だからといって、この法定協議会の中で議論すべき場所でやはり議論、報告をしていただくという、そういう職責、役割というのがありますので、それはそれぞれの決められた時と場所によって報告をしていただきたいと、この法定協議会については総務大臣からの意見なしという回答が出た以上、29年4月1日、決められた日にちが記入をされているので、これは総務大臣は意見がないということになっているんで、日程感についての議論は終わりましたし、法定協議会20人の委員についての責任、職責は果たせたと私は考えております。

そして、責任放棄というお言葉を頂戴いたしましたけども、私は冒頭に今日手交をしていた松井知事と橋下市長の方からそれぞれの議会で、また今後、議会の案件として挙げていただくと推察をいたしておりますので、その場で説明をしっかりと聞かせていただき、今後市民の皆様方が投票されるに当たっての環境整備をすべく、しっかり議論をしてその職責を果たしていく決意に燃えておりますので、職責の放棄どころか、今の職務に燃えているというところで御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(松井委員)

だから、メディアもフルオープンなんで、これは総務大臣から問題なしという答えもいただきましたので、今後のですね、2年間の準備期間どのような準備をするかというのはぜひですね、大阪市民の皆さんにね、何度でもこれ丁寧に説明していかねばならないと思っております。同じことを二度、三度説明するかもしれませんが、その第1回目の説明として、本日、その説明を聞きたいと、そういう議会の皆さんには説明をさせていただきますと、こう思っています。

(床田委員)

会長、最後に一言だけお願いします。

(今井会長)

すみません、もうちょっと、この議論ばかりなので。

(床田委員)

あの、少し、一つだけお願いします。

(今井会長)

関連ですか。

(床田委員)

関連です。

(今井会長)

もう関連やったらやめてください。

(床田委員)

じゃあ、関連じゃありません。

すみません、一つ確認だけさせていただきたいんですけども、この今日の会議の冒頭で、今井会長のほうから、総務大臣の意見が、回答が出ました。そこで、改めて意見がないと、問題がないということではなくて、意見がないということを経長のほうから重ねて確認をしていただきたいと思いますので、お願いします。

(今井会長)

総務大臣コメントですか。

(床田委員)

はい。

(今井会長)

今、床田委員から総務大臣コメントを重ねてもう一度確認していただきたいということがありましたので、これについては、そうしたら僕の方からもう一度コメントをさせていただきます。

総務大臣コメントでいいんか。いいんかな。床田さん。総務大臣コメントでいいの。

(床田委員)

はい。総務大臣の意見がありますよね、この回答。

(今井会長)

はい。回答について、大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第2項

に基づく協議についての回答。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第2項に基づき、平成27年1月14日付け府大都第1133号及び大大阪第164号において協議のありました特別区設置協定書(案)のうち、同条第1項第5号及び第6号に掲げる事項については、特段の意見はありません、というコメントです。

(床田委員)

はい、会長ありがとうございました。

(今井会長)

今、いろいろ。

花谷委員。

(花谷委員)

今、先ほど、松井知事が、問題がないという回答があったというので。

(橋下委員)

会長、もうその議論は終わりでいいんじゃないですか。

(花谷委員)

そこはちょっと訂正をしていただきたい。

(今井会長)

あの、ちょっと待ってください。

(花谷委員)

今、床田委員から指摘があったのはその点です。

(橋下委員)

今のコメントでいいんじゃないですか。もう終わりましょう。

(今井会長)

もう、ちょっと待って。

(花谷委員)

発言の撤回をしていただくか、議事録を削除していただくかしていただかないと。

(今井会長)

ちょっと申しわけない。今、この話については、それ最後って言うたんやから、それは最後にしてください。

(花谷委員)

指名してくれはったんやん。

(今井会長)

でね、僕、ちょっと待って。僕自身の考え方は、私は準備期間中の工程表について、今回、発言の機会があったわけです。協定書を作成した協議会委員としても、その内容を私自身もしっかりと把握しておきたいということです。

しかし、まあ特段の反対があるということですから、もう聞きたくないということであれば仕方がないんですが、しかし、説明を聴取することとしたいので、私はよろしくということで、御発言させていただきました。

それで、ただ今、松井委員からもありましたけども、協議会としてはこれ以上聞きたくないということでありましたら、そういうことですか、聞きたくない。

(「僕はそんな、まあ」の声あり)

(今井会長)

それでは、聞きたい方もおいでですので、聞きたい方もおいでですので、まずは一旦この協議会はきょうはこれで終わりますが、事務連絡をまずその前にしていただきたいと思います。

(山口大阪府市大都市局長)

すみません。次回の協議会ということですが、当然、議会で御審議いただければ、大都市法に基づいて、その協議結果を協議会に御報告をし、仮に承認ということになれば、選挙管理委員会に通知をするということでございますので、また、協議会を開催するということがあるということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

(今井会長)

事務連絡は以上ですか。

(山口大阪府市大都市局長)

以上です。

(今井会長)

それでは、ここで協議会を閉会。

(橋下委員)

すみません。ちょっと協議会の中に一言、一ついいですか。

(今井会長)

はい、橋下委員。

(橋下委員)

法定協議会だよりのことなんですけども、これちょっと原稿のほうを各会派のほうの意見表明の原稿を見させてもらってるんですが、本文の表現を超えて、見出しのほうで、ちょっとこれ修飾し過ぎのその見出しを載せているその会派が多いんです。これやっぱりきちっとルール決めておかないと、その本文で引用してるその文言をもって、小見出しにするのか、そこを超えて表現どんなものを使ってもいいっていうんだったら、こんなのもう行政の資料じゃなくなって、政治ピラと同じになってくると思うんですよ。

だから、それは本文の文言を使って、きちっと小見出しにするぐらいだったら、まあそれはありだとは思いますが、これはちょっとおかしいと思いますよ。これ行政の出すような、こんなのもし、僕がこんな同じようなペーパー出そうと思ったら、各会派猛反対するはずなのに、これ表現はちょっと行き過ぎだと思っています。

(「もらってないし、思わないですよ。僕らもらってない」の声あり)

(橋下委員)

ああ、そうなんですか。

(今井会長)

すみません、橋下委員、橋下委員。

すみません、この件に関しましては、この後、代表者会議を予定しておりますので、そこで議論をさせていただきます。

(橋下委員)

でも、法定協だよりの予算執行は僕ですからね。協議会だよりの予算執行は僕ですから。

(「中身はまだ誰も見てないのに」の声あり)

(今井会長)

この件については、この後。

(橋下委員)

執行者ですから、確認させてもらわないかん。僕がそれ執行して、これ予算つけてやらないといけないんですから。

(今井会長)

この件については、この後、代表者会議を開催したいと思いますので、代表者の方は残っていただきたいと、こう思います。

それではちょっと話を整理いたします。協議会としては、一旦これで終了いたします。その後、引き続き懇談会に切り替えて開催しますので、よろしく願います。

それではいったん終了します。どうもありがとうございました。